

# 全動薬協会報

No.377

一般  
社団法人 全国動物薬品器材協会

2026年1月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

## 目 次

### ○年頭の挨拶

- 新年のご挨拶 (一社)全国動物薬品器材協会理事長 相原 夏実 .....2  
令和8年年頭にあって 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長 星野 和久 .....3

### ○農林水産省等のお知らせ (2025年11月12日～2026年1月9日)

#### ・薬事関係

#### ・家畜衛生関係

- 鹿児島県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について .....5  
飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について .....6  
家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について .....7

#### ・その他

- 貨物自動車運送事業法の一部を改正 .....7  
パートナーシップ構築宣言について .....8  
令和8年度畜産物価格の決定 (農林水産省) .....9

### ○農林水産省等の報告・統計から

- 令和7年愛玩動物看護師就職状況等調査結果 .....10  
令和6年生産費 (牛乳、肉用牛、肥育豚) .....12

### ○事務局だより

- 令和7年度新規認定研修終了報告／動画を配信予定 (会員・賛助会員向け) .....15  
はじめて「動物薬流通シンポジウム」を開催／動画を公開予定 (お知らせ) .....17  
コード整備委員会 (第2回) を開催 .....17  
「令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査委託事業」による  
調査へのご協力をお願い .....20

### ○協会ホームページから .....22

### ○「動薬手帳2026年版」刊行案内 .....23

### ○新連載 「変革期の獣医療業界を支える卸売業」第4回 (別刷カラー版)

## 新年のごあいさつ

一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長  
相原 夏実

謹んで新春のお慶びを申し上げます。会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと存じます。また、平素より当協会の運営に対し多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年の日本経済を振り返りますと、長きにわたるデフレ経済からの脱却が確実なものとなり、物価と賃金が揃って上昇する「新たな経済ステージ」へと歩みを進めた一年でした。私たちの業界を取り巻く環境も、変革の只中にあります。生産者の大規模化や動物病院の企業化など市場環境が激変する中で、私たち動物用医薬品卸売業に求められる役割は、単なる物流機能を超え、情報のハブとしての高度な機能へと進化しています。

こうした中、昨年12月に開催いたしました「動物薬流通シンポジウム」は、私たちにとって非常に大きな意味を持つ場となりました。「毎日の食生活に安心を」というテーマのもと、私たちの仕事がいかに社会の根幹を支えているか、その働く意義を再確認すると同時に、この尊い使命を次世代へどう継承していくか、つまり「人材確保」に向けた強いメッセージを発信する機会ともなりました。

シンポジウムで共有されたこの熱い想いを、具体的なアクションへと変えていくのが、2026年の私たちの使命です。当協会は「業界の未来を拓く『人』への投資」を重要テーマに掲げ、新卒・中途を問わず多様な人材を迎え入れるため、以下の二つの機能強化に取り組めます。

第一に、「卸売業の魅力を伝える広報機能の強化」です。シンポジウムで語られた「食の安全と動物の命を守る」という私たちの仕事の意

義を、今度は業界の外、特に未来を担う学生たちへ届けていかねばなりません。BtoBビジネスゆえに見えにくいこの業界の魅力を伝えるため、大学等の教育機関や行政などとの連携を一層深め、広報活動を抜本的に強化します。学内説明会や産学連携の場を通じ、シンポジウムで確認した「働く意義」を学生に直接語りかけ、卸売業界を志す若者を一人でも多く増やしてまいります。

第二に、「業界人としての『基礎』をつくる教育機能の確立」です。協会が提供する研修制度は、業界人として不可欠な基礎知識やコンプライアンス意識を養う「ベース教育」の場です。新入社員はもちろん、異業種から入職された中途社員の方々が、スムーズに業界知識を習得できる基礎プログラムを、協会が責任を持って提供することで、各会員企業様が自社独自の専門教育やOJTに注力できる環境をつくります。これにより、業界全体としての人材育成の一端をしっかりと担ってまいります。

また、物流課題への対応や適正流通の推進につきましても、会員の皆様と知恵を出し合うことはもとより、監督官庁である農林水産省とも緊密に連携し、これら業界課題の解決に鋭意取り組んでまいります。

私たちの仕事は、決して派手ではありませんが、日々の食卓と小さな家族の命を守る、誇り高い仕事です。本年は、シンポジウムで高まった機運を逃さず、会員の皆様と手を携え、次代を担う新しい仲間を迎え入れるための「種まきの年」にしたいと考えております。

結びに、皆様の益々のご発展とご健勝を心より祈念いたしますとともに、本年も倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 令和8年 年頭にあたって

畜水産安全管理課長 星野和久

令和8年の年頭にあたり、新年のご挨拶を申し上げます。

まず初めに、現下の物価高騰や為替変動により、動物用医薬品の製造や流通にも影響が及ぶ中、一般社団法人全国動物薬品器材協会の皆様におかれましては、動物用医薬品、動物用医療機器等の供給を通じて、家畜、愛がん動物、水産動物の健康と消費者から信頼される畜水産物の安定供給を支えていただいていることについて、心より感謝申し上げます。

年頭にあたり、動物用医薬品等に関する最近のトピックについて御紹介しつつ、本年も変わらぬ御厚誼を賜りますようお願い申し上げます次第です。

### 1. 動物用医薬品等の安定供給

動物用医薬品は、畜産業の現場における疾病の発生予防やまん延防止には無くてはならない生産資材です。

昨年4月に施行された「食料供給困難事態対策法」（以下「事態法」という。）は、食料の供給が大幅に不足し、国民の生活や経済に影響が生じる事態等を未然に防止・解消するための措置が定められています。この措置の対象には、食料の生産に必要な不可欠な生産資材の一つとして、飼料や農薬と並んで、動物用医薬品が指定されており、食料安全保障の観点からも、その安定供給の重要性は一層高まっています。こうした事態等の発生時に的確に対処するためには、平時から国内における流通実態を把握することが不可欠です。このため農林水産省では、昨年末より貴会を通じて、会員の皆様に動物用医薬品の在庫量に関するアンケートをお願いしております。多大な負担をお掛けしますが、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国内では豚熱や高病原性鳥インフルエンザの

発生が続き、我が国の近隣国ではアフリカ豚熱の発生が続いているなど、生産現場では伝染病対策が重要な課題となっています。慢性疾病対策を含め、衛生対策に必要なワクチンや消毒薬等についても安定的に供給される体制が求められています。

豚熱については昨年10月に群馬県の飼養豚で100例目の発生が確認され、さらに養豚の主要産地である宮崎県及び鹿児島県では野生イノシシの感染事例が確認されており、農場では、飼養衛生管理の徹底や豚熱ワクチンの接種により発生予防に取り組まれています。高病原性鳥インフルエンザについても、令和2年以降、毎年発生が続いており、今シーズンも発生が確認されています。日頃からの飼養衛生管理に必要な防疫用消毒薬についても、現場で不足することのないよう十分な供給量を確保していただいていると承知しております。この場をお借りして、貴会及び貴会会員の皆様の安定供給への御尽力に心より感謝申し上げます。

### 2. 動物用医薬品産学官連携(VMC)プラットフォーム

上述の事態法の施行と同じ昨年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、動物用医薬品等の生産資材について供給確保の必要性が位置付けられています。特に動物用ワクチンは、豚熱や口蹄疫といった重大な疾病の発生・まん延防止だけでなく、慢性疾病の予防による生産成績の改善、国際的に喫緊の取組を要する薬剤耐性対策といった課題の解決に不可欠な生産資材の一つとして、その重要性が再認識されているところです。その一方で、国内の動物用ワクチンメーカーの製品開発における競争力の後退や不採算品目の整理・終売による取扱品目の縮小等、安定供給に影響し得る状況が表面化してきており、畜水産業の生産現場が求める動物用ワクチンの迅速な開発・実用化、安定供給に向けた体制の構築が急務となっています。

このため、消費・安全局では、これらの課題解決に向け策定した「動物用ワクチン戦略中間取りまとめ\*」(令和6年11月)に基づき、昨年3月に産学官が連携して取り組む場「VMC (Veterinary Medicine Industry-Academia-Government Collaboration) プラットフォーム」を立ち上げ、本プラットフォームのもと、戦略に掲げた開発・承認・製造・販売体制の強化に向け、①開発基盤の強化、②承認制度の最適化及び輸出促進、③国内製造安定供給の3つのワーキンググループを設置し検討を進めているところです。本年も引き続き、関係者で連携し戦略に掲げた取組を推進するとともにホームページ等で皆様に情報提供してまいります。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yaku-zi/attach/pdf/senryaku-5.pdf> (本体)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yaku-zi/attach/pdf/senryaku-4.pdf> (概要)

### 3. 薬剤耐性対策

薬剤耐性対策は、人、動物及び環境の健康を一つのものとしてとらえ、分野横断的なワンヘルス・アプローチの下で取り組むべき課題の1つであり、令和5年4月に決定・公表された「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン (2023-2027)」に基づき、関係省庁が連携して取り組んでいます。同アクションプランで設定された畜産分野の動物用抗菌剤使用量の削減目標を実現するために、実効性のある対策を一層強化していく必要があります。

削減目標を達成させるためには、農場における抗菌剤の使用量を把握し、飼養衛生管理の振り返りに活用できるようなシステムの構築が有効であると考えております。そこで、飼養衛生管理等支援システムの機能を拡張し、昨年4月より、畜産分野を対象として、指示書に基づく動物用医薬品の投薬業務をデジタル化した電子

指示書システムの運用を開始しました。本システムにより、全国で発行された指示書情報を電子的に管理することが可能となり、国内で使用されている動物用医薬品の使用実態を行政、獣医師及び生産者が把握・分析することで、生産性の向上及び疾病 (薬剤耐性菌含む) の発生予防につなげていきたいと考えております。販売業者の皆様におかれましては、これまで紙でやり取りしていた指示書を電子化することにより、業務効率化に資するものであり、多くの皆様に利用申請をいただいているところです。生産現場において本システムの利用を広げていくために、令和8年度には、獣医師、生産者及び販売業者向けに、オンラインの操作講習会を予定しております。本講習会に御参加いただくとともに、生産現場への周知に御協力をお願いいたします。

また、都道府県や獣医師の皆様のご協力の下、薬剤耐性対策を確実に現場に普及するための啓蒙・普及活動を講じております。理解を深めていただくためのツールとして、慎重使用に関するパンフレット、ガイドライン、動画等を農林水産省のウェブサイト\*に掲載しておりますので是非御活用ください。現在、これまでに実施した薬剤耐性対策ミニセミナーの動画集の公開準備を進めており、今後もツールの充実に努めてまいります。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yaku-zi/torikumi.html>

農林水産省としては、本年も、関係者の皆様のご協力を得ながら、リスクの程度に応じた適切なリスク管理及び危機管理により、畜水産物の安全と消費者の信頼確保に努めてまいります。

本年が皆様にとって実り多き一年となりますことを心よりお祈り申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

◇

## ○農林水産省等のお知らせ

### ☆☆家畜衛生関係

7消安第4950号

令和7年11月19日

農林水産省消費・安全局長

### 鹿児島県の野生いのししにおける豚熱感染 確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

今般、貴県霧島市で死亡していた野生いのししにおいて、貴県初となる豚熱感染が確認されました。野生いのししでの豚熱の感染により、飼養豚における豚熱発生のリスクが高まっています。

貴県は、我が国で最も豚の飼養頭数の多い県であり、確実な野生いのししでの豚熱の感染拡大阻止が求められます。貴県での今後の対策強化は、貴県のみならず九州全域の豚熱対策にとって極めて重要です。また、野生いのししでの感染拡大を防ぐには初動対応が極めて重要です。そのため、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組んでいただく必要があります。

貴県におかれては、下記の具体的に取り組むべき内容を踏まえ、強い緊張感を持って、関係者と一体になり、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、迅速かつ確かな野生いのししに対する防疫措置の実行を最大限に実施いただくようお願いいたします。

また、下記について、市町村、関係団体等によく周知し、地域全体で豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

#### 記

#### 1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。来年3月までをサーベイランス強化期間として、この間、野生いのししでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に、野生いのししの捕獲の強化をお願いいたします。

#### 2 経口ワクチンの散布について

貴県については、隣接県での豚熱感染状況を踏まえ、既に豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域として指定され、散布を実施いただいているところですが、引き続き、県内の感染確認状況も踏まえ、経口ワクチン散布を継続するようお願いいたします。

#### 3 狩猟及び捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生いのししとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの感染拡大リスクが高いものと考えられます。狩猟期が開始していることから、狩猟者等に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について  
野生いのししにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

◇ ◇ ◇

7消安第4318号  
令和7年12月9日

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

#### 5 飼養衛生管理の徹底について

貴県において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- (2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
  - ①家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
  - ②出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
  - ③野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

#### 飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和7年9月29日農林水産省令第44号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部が改正され、本年9月29日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

この新基準の内容に合わせ、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについて、別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしく申し上げます。

なお、当該手引きのうち非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨申し添えます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトのURL

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

（別紙略）

◇ ◇ ◇

7消安第5406号  
令和7年12月24日

農林水産省消費・安全局長

### 家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第44号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部が改正され、新たな飼養衛生管理基準が公布されました。

これを踏まえ、家畜伝染病予防法第12条の4に基づく令和8年2月1日時点の家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について、別添のとおり定めましたので、貴都道府県におかれましては本様式を用いて家畜の所有者、畜産関係者等へ周知をお願いするとともに、取りまとめの上、国への報告について遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知の発出をもって、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式の改正について」（令和6年12月25日付け6消安第5218号農林水産省消費・安全局長通知）は、廃止します。

（別添略）

◇ ◇ ◇

### ☆☆その他

事務連絡  
令和8年1月5日

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

### 「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行について（周知）

令和7年6月11日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制やトラック事業者への委託次数の制限等に関する規定については、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年政令第390号）に基づき、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

具体的な改正内容は以下のとおりですが、改正法により、

- ・荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となり得ること
- ・違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等が「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となること

から、改正法の円滑な施行に当たっては、荷主を含む関係者のご理解とご協力が必要となります。そのため、下記①に関連して添付のとおり違法白トラ対策用チラシを、下記①～③に関連して添付のとおり荷主向け改正法周知リーフレットをそれぞれ作成しました。

つきましては、関係団体におかれましては、令和8年4月1日からの法施行の適確な実施に向けてご協力をいただきたく、会員各位に対して、添付のチラシやリーフレットもご活用頂きながら、改正内容について周知いただきますようお願いいたします。

### 記

（改正内容）

- ①違法な白トラの利用に係る荷主等への規制
- 荷主等が、白ナンバーのトラック※で有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
- ※：自己の生業と密接不可分と判断される場

合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もございます。(例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。)

○荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

#### ②委託次数の制限

○貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

#### ③貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

○現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務、実運送体制管理簿作成義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

<添付>

#### ・プレスリリース

【違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000346.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000346.html)

#### ・違法白トラ対策用チラシ

【荷主等の皆様 白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託してませんか？】

#### ・荷主向け改正法周知リーフレット

【荷主の皆様へ 令和8年4月1日から改正トラック法（貨物自動車運送事業法）が施行されます】

◇ ◇ ◇

事務連絡  
令和8年1月

農林水産省  
中小企業庁

### パートナーシップ構築宣言について

政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。皆様の御尽力により、宣言数は8万社を超え、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

皆様の御尽力により、「パートナーシップ構築宣言」は拡大を続けておりますが、このような現下の経済社会情勢の下でこそ、各事業者において、宣言の趣旨を踏まえ、サプライチェーン全体での課題克服に向けた取組や、取引関係の適正化に向けた取組が実行されることが、一層強く、期待されるところであります。

さて、この度、令和8年1月1日付けでパートナーシップ構築宣言のひな形を改正いたしました。パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や振興基準・望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組です。

パートナーシップ構築宣言では振興基準の遵守についても宣言いただいておりますが、振興基準が改正され令和8年1月1日から施行されたことに伴い、パートナーシップ構築宣言のひな形についても同日付で改正いたしました。宣言企

業の皆様におかれては、適時、新しいひな形で「パートナーシップ構築宣言」を更新いただき、宣言内容を適切に履行していただきたいと思いますと考えております。

つきましては、貴団体におかれては、既に宣言いただいている会員企業様へ、新しいひな形での「パートナーシップ構築宣言」の適時の更新及び宣言内容の適切な履行実行について呼びかけをお願いいたします。また、まだ宣言されていない会員企業様へは、新しいひな形での宣言を御検討いただくよう、合わせて周知をお願いいたします。

以上、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇

#### ☆☆令和8年度畜産物価格（農林水産省）

農林水産省では、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格などの畜産物価格を、法に基づき、食料・農業・農村政策審議会に諮問し、決定しています。

#### 畜産物価格制度について

加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度及び鶏卵生産者経営安定対策事業について解説する資料を作成しています。なお、指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定制度は平成30年12月30日に廃止しました。

#### 令和8年度畜産物価格について

農林水産省は、令和7年12月22日、食料・農業・農村政策審議会に対し、令和8年度畜産物価格について諮問を行い、その答申を受けました。

これを踏まえ、令和8年度畜産物価格を以下のとおり決定しました。

#### 1.総交付対象数量並びに加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の単価

（総交付対象数量及び関連対策の合計） 350万トン

（生産者補給金、集送乳調整金及び関連対策の合計） 12.03円/kg

#### 2.肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格 （単位：円/頭）

	保証基準価格	合理化目標価格
黒毛和種	600,000	457,000
褐毛和種	547,000	417,000
その他の肉専用種	348,000	265,000
乳用種	174,000	119,000
交雑種	274,000	216,000

#### 3.鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格

（補填基準価格） 240円/kg

（安定基準価格） 218円/kg

## 令和8年度 畜産物価格

- 1 畜産経営の安定に関する法律に基づく総交付対象数量並びに加工原料乳生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価

	令和7年度	令和8年度
総交付対象数量	325万トン	325万トン
生産者補給金の単価	9.09円/kg	9.11円/kg
集送乳調整金の単価	2.73円/kg	2.83円/kg

- 2 肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

(単位:円/頭)

		令和7年度	令和8年度
保証基準価格	黒毛和種	574,000	600,000
	褐毛和種	523,000	547,000
	その他の肉専用種	334,000	348,000
	乳用種	164,000	174,000
	交雑種	274,000	274,000
合理化目標価格	黒毛和種	446,000	457,000
	褐毛和種	406,000	417,000
	その他の肉専用種	259,000	265,000
	乳用種	110,000	119,000
	交雑種	216,000	216,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 3 鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格

	令和7年度	令和8年度
補填基準価格	230円/kg	240円/kg
安定基準価格	207円/kg	218円/kg

### ◇

○農林水産省等の報告・統計

☆令和7年愛玩動物看護師就職状況等調査結果 (令和7年11月28日公表)

愛玩動物看護師養成大学の失業生 (619人)のうち、動物診療施設に就職した者の割合は69% (前年比3ポイント増)、企業には20%。

令和7年愛玩動物看護師就職状況等調査結果

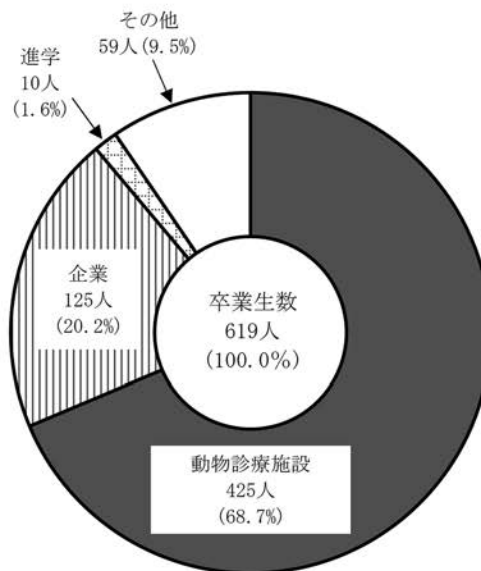
**愛玩動物看護師養成大学の卒業生のうち、動物診療施設に就職した者の割合は68.7%となり、前年に比べ3.0ポイント上昇**

【調査結果の概要】

1 卒業生の就職状況（統計表1-1参照）

愛玩動物看護師を養成する大学（短期大学を含む。以下同じ。）に在籍し、令和7年3月末時点で愛玩動物看護師養成課程を修めた卒業生619人のうち動物診療施設に就職した者は425人となり、前年に比べ26人（6.5%）増加した。卒業生全体に占める動物診療施設に就職した者の割合は68.7%となり、前年に比べ3.0ポイント上昇した。

図 就職先職種別の割合  
（令和7年3月末時点）



注：動物診療施設は、個人診療施設と法人経営の動物病院等をいう。

表1 就職先職種別卒業生数（各年3月末時点）

区分	単位	計	動物診療施設	企業	進学	その他
令和6年	人	607	399	125	15	68
7	人	619	425	125	10	59
対前年差	人	12	26	0	△ 5	△ 9
対前年増減率	%	2.0	6.5	0.0	△ 33.3	△ 13.2
構成比						
令和6年	%	100.0	65.7	20.6	2.5	11.2
7	%	100.0	68.7	20.2	1.6	9.5
対前年差	ポイント	0.0	3.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.7

注：表中の「△」は減少したものを示す（以下全ての表において同じ。）。

2 在籍状況（統計表2参照）

愛玩動物看護師を養成する大学において、愛玩動物看護師養成課程に在籍する学生は令和7年4月1日時点で3,997人となり、前年に比べ288人（7.8%）増加した。

表2 学年別在籍者数（各年4月1日時点）

単位：人

	全学年計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
令和6年	3,709	1,128	1,017	889	675
7	3,997	1,117	1,092	988	800
対前年差	288	△ 11	75	99	125
対前年増減率（%）	7.8	△ 1.0	7.4	11.1	18.5

☆令和6年牛乳生産費・肉用牛生産費（いずれも令和7年12月19日公表）・肥育豚生産費

搾乳牛1頭当たり生産コストは、乳牛償却費、飼料費の減少により2.3%減少。生乳100kg当たり全算入生産費は9,685円。

肉用牛の1頭当たり生産コストは、子牛は飼料価格の低下により減少。

肥育豚の1頭当たり生産コストは、子牛は飼料価格の低下により0.2%減少。

牛乳生産費（全国）

区 分	単位	令和5年	令和6年		対前年増減率
			実数	構成割合	
搾乳牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	928,426	908,700	84.5	△ 2.1
うち飼料費	〃	570,831	563,537	52.4	△ 1.3
乳牛償却費	〃	143,622	125,493	11.7	△ 12.6
農機具費	〃	47,350	48,485	4.5	2.4
光熱水料及び動力費	〃	36,872	37,812	3.5	2.5
労働費	〃	164,241	167,226	15.5	1.8
費用合計	〃	1,092,667	1,075,926	100.0	△ 1.5
副産物価額	〃	101,528	108,510	-	6.9
生産費（副産物価額差引）	〃	991,139	967,416	-	△ 2.4
支払利子・地代算入生産費	〃	997,808	974,444	-	△ 2.3
<b>全算入生産費</b>	〃	<b>1,032,548</b>	<b>1,008,759</b>	-	<b>△ 2.3</b>
生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）					
<b>全算入生産費</b>	円	<b>10,179</b>	<b>9,685</b>	-	<b>△ 4.9</b>
1経営体当たり搾乳牛飼養頭数	頭	65.9	69.6	-	5.6
搾乳牛1頭当たり労働時間	時間	94.89	93.19	-	△ 1.8

◎ 累年データ

牛乳生産費の推移（全国）

区 分	搾乳1頭当たり全算入生産費	生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費	搾乳1頭当たり乳価	搾乳1頭当たり労働時間
	円	円	円	時間
平成27年度	736,480	7,812	858,540	104.40
28	738,314	7,787	868,727	105.71
29	757,043	7,972	883,512	104.02
30	782,435	8,068	895,672	101.48
令和元年	796,467	8,236	901,366	99.56
2	828,207	8,441	920,644	96.88
3	883,991	8,803	927,652	96.84
4	1,008,902	9,669	953,481	95.06
5	1,032,548	10,179	1,025,757	94.89
6	1,008,759	9,685	1,103,069	93.19

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費統計」

注：調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月、令和元年以降は1月から12月である。

農業経営統計調査  
令和6年 肉用牛生産費

〔 子牛・去勢若齢肥育牛・乳用雄育成牛・  
乳用雄肥育牛・交雑種育成牛・交雑種肥育牛 〕

令和6年肉用牛生産費（全国）

区分	単位	子牛 (肉用種)	去勢若齢 肥育牛	乳用雄 育成牛	乳用雄 肥育牛	交雑種 育成牛	交雑種 肥育牛
生産費（1頭当たり）							
物 財 費	円	571,053	1,278,744	199,454	535,044	236,853	784,071
うちもと畜費	円	-	713,400	61,924	198,478	104,397	328,546
飼 料 費	円	334,687	479,085	104,815	290,221	105,199	404,485
労 働 費	円	215,143	93,883	11,900	20,520	14,335	37,038
費用合計	円	786,196	1,372,627	211,354	555,564	251,188	821,109
生産費（副産物価額差引）	円	753,911	1,358,714	207,993	549,280	246,193	808,451
支払利子・地代算入生産費	円	763,847	1,365,974	208,626	550,249	246,843	811,400
<b>全 算 入 生 産 費</b>	円	<b>852,345</b>	<b>1,375,264</b>	<b>210,384</b>	<b>553,847</b>	<b>250,118</b>	<b>818,721</b>
対前年増減率							
物 財 費	%	△ 1.0	△ 6.9	5.0	△ 7.7	△ 8.8	△ 4.0
うちもと畜費	%	-	△ 10.9	25.4	△ 13.5	△ 17.8	△ 7.4
飼 料 費	%	△ 4.0	△ 2.0	△ 4.2	△ 4.5	△ 3.6	△ 2.4
労 働 費	%	0.2	5.7	5.3	2.7	△ 1.7	4.6
費用合計	%	△ 0.7	△ 6.1	5.0	△ 7.3	△ 8.5	△ 3.6
生産費（副産物価額差引）	%	△ 0.5	△ 6.4	4.8	△ 7.4	△ 9.1	△ 3.8
支払利子・地代算入生産費	%	△ 0.4	△ 6.3	4.7	△ 7.5	△ 9.1	△ 3.8
<b>全 算 入 生 産 費</b>	%	<b>△ 1.4</b>	<b>△ 6.3</b>	<b>4.7</b>	<b>△ 7.5</b>	<b>△ 8.8</b>	<b>△ 3.7</b>

注：対前年増減率は、令和6年と令和5年を比較したものである（以下同じ。）。

子牛生産費（全国）

区分	単位	令和5年	令和6年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
子牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	577,084	571,053	72.6	△ 1.0
うち飼 料 費	円	348,485	334,687	42.6	△ 4.0
繁殖雌牛償却費	円	68,523	73,557	9.4	7.3
獣医師料及び医薬品費	円	31,462	32,548	4.1	3.5
建 物 費	円	22,998	23,648	3.0	2.8
労 働 費	円	214,785	215,143	27.4	0.2
費用合計	円	791,869	786,196	100.0	△ 0.7
生産費（副産物価額差引）	円	757,771	753,911	-	△ 0.5
支払利子・地代算入生産費	円	767,267	763,847	-	△ 0.4
<b>全 算 入 生 産 費</b>	円	<b>864,024</b>	<b>852,345</b>	-	<b>△ 1.4</b>
1 経営体当たり子牛販売頭数	頭	13.6	14.7	-	8.1
1 頭 当 たり 労 働 時 間	時間	139.37	134.13	-	△ 3.8

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養し、子牛を生産し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）を対象に実施した。

# 令和6年 肥育豚生産費

肥育豚生産費（全国）

区 分	単位	令和5年	令和6年		対前年 増減	年率
			実数	構成割合		
肥育豚1頭当たり					%	%
物 財 費	円	40,461	39,746	86.8	△	1.8
うち飼料費	〃	30,869	30,072	65.6	△	2.6
獣医師料及び医薬品費	〃	2,393	2,401	5.2		0.3
光熱水料及び動力費	〃	2,031	2,044	4.5		0.6
建 物 費	〃	1,569	1,633	3.6		4.1
労 働 費	〃	5,422	6,061	13.2		11.8
費用合計	〃	45,883	45,807	100.0	△	0.2
生産費（副産物価額差引）	〃	44,945	44,791	-	△	0.3
支払利子・地代算入生産費	〃	45,023	44,911	-	△	0.2
<b>全 算 入 生 産 費</b>	<b>〃</b>	<b>45,816</b>	<b>45,715</b>	<b>-</b>	<b>△</b>	<b>0.2</b>
生体100kg当たり						
<b>全 算 入 生 産 費</b>	<b>円</b>	<b>39,303</b>	<b>39,270</b>	<b>-</b>	<b>△</b>	<b>0.1</b>
1 経営体当たり販売頭数	頭	1,573.2	1,466.7	-	△	6.8
1 頭当たり労働時間	時間	3.16	3.35	-		6.0

## ◎ 累年データ

肥育豚生産費の推移（全国）

区 分	肥 育 豚 1 頭 当 たり 全 算 入 生 産 費	肥 育 豚 生 体 100kg 当 たり 全 算 入 生 産 費	肥 育 豚 1 頭 当 たり 販 売 価 格	肥 育 豚 1 頭 当 たり 労 働 時 間
	円	円	円	時間
平成27年度	33,828	29,882	37,963	2.64
28	32,089	28,189	37,207	2.72
29	32,760	28,698	39,387	2.71
30	32,943	28,947	35,983	2.91
令和元年	33,824	29,588	36,629	2.95
2	33,622	29,363	38,723	2.91
3	37,907	32,912	37,658	2.99
4	43,540	37,868	40,202	3.05
5	45,816	39,303	42,814	3.16
6	45,715	39,270	45,937	3.35

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費統計」

注：調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月、令和元年以降は1月から12月である。



## ○事務局だより

### ☆令和7年度新規認定研修終了報告／動画を配信予定

令和7年度新規認定研修は、研修会を11月5・6日に東京御茶ノ水で開催し、32名が受講、Web研修を11月17日から2週間開講し、64名が受講しました。受講生のうち試験に合格した95名に認定販売員証を12月に交付しました(3年更新)。

協会では、新規認定研修のすべての研修科目の動画を会員・賛助会員向けに配信する予定です。(後日、配信日をお知らせ)

これは、研修受講生から、研修の内容が業務に役に立つと好評で、研修後のアンケートで、11月でなくもっと早い時期、業界に入っすぐに受講できる機会があればもっといいとの意見があり、また、協会の研修強化委員会でも、法規・制度、動物薬、ワクチンの基礎、畜産・小動物獣医療の現場、畜産情勢等コンテンツが豊富で、4月入社の販売員向けに提供できるようにすべきとの提案があり、これらを踏まえ、ホームページを活用し、各社で16科目から研修科目を選択して視聴できるようにする予定です。選択して視聴できる科目は別添のとおりです。

(次頁P.16参照)



## 2025(令和7)年度 新規認定研修 科目一覧

研修会:11/5(水)・6(木)お茶の水ソラシティカンファレンスセンター

Web受講期間:11/17(月)～11/28(金)

No.	分野	科目
1 試	関係法規	動物薬をめぐる動き 及び 動物薬事関連法規・制度
2 試		家畜衛生をめぐる情勢
3 試		獣医師法・獣医療法の解説
4 試		飼料安全法の解説
5 試	動物用医薬品等	動物薬の基礎
6 試		動物用ワクチンの解説
7 試	コンプライアンス等	遵法・企業倫理・販売員の使命・ 独占禁止法の解説
8	動向情勢	畜産の動向
9		動薬市場の動向
10	獣医療関係業務・業界の情勢	小動物獣医療業務の現場の一年
11		酪農場の健康管理—考え方と ROMの業務内容
12		畜産獣医療の現場(肉用牛)
13		養豚コンサルタント獣医の 業務内容と各種防疫対応
14		養鶏のバイオセキュリティ強化と新しい消毒法
15		世界と日本における水産養殖業の動向

◇ ◇ ◇

### ☆はじめて「動物薬流通シンポジウム」を開催 ／動画を公開予定（お知らせ）

協会として初めて、令和7年12月10日に東京御茶ノ水で、「動物薬流通シンポジウム」を開催しました。（当日参加54名）

2部構成で、前半は、氏政雄揮氏（アームズ株式会社代表）による講演「毎日の食生活に安心と安全を。動物薬業界で働くということ」で、人材確保等のため、業界の役割、責任、業界の未来等を語られました。

後半は、「動物用医薬品の未来と流通、業界の役割」と題して、ファシリテーターに氏政雄揮氏、シンポジストに青木博史氏（日本獣医生命大学教授）、境政人氏（前（公社）日本獣医師会副会長・専務理事）、相原夏実氏（協会理事長）の3名をむかえてシンポジウムとしました。

各氏から、①動物薬業界との関わり、②動物用医薬品の未来と卸売業の価値、③持続的発展のための鍵について、紹介と意見がありました。

協会では、人材確保に生かすべく前半の氏政氏の講演と後半のシンポジウムをそれぞれ別に動画を作成し、学校や就活生はじめ広く一般向けにホームページから視聴できるようにする予定です。（後日、公開日をお知らせ）

◇ ◇ ◇

### ☆コード整備委員会(第2回)開催

商品コードは、一般に広く普及しているものの、動物用医薬品については、メーカー、ディーラー等各社で付与・利用されている、あるいは、利用していない場面もある状況で、協会では、令和7年度から、業界全体でコード取り組むことについて意見集約に努め、当面の取り組みの可能性を検討することとし委員会を設け、令和7年12月に第2回を開催しました。

今回は、利用例としてコード、商品マスターを前提とした取引システムについて情報提供しました。

今後は、ディーラー及びメーカー各社を対象として、コードの利用実態、意向調査を実施することを確認しました。

また、業務の効率化、円滑化、合理化のために、コードは有効と考えられるものの、経費、作業、運用体制等検討課題があり、当面の目標としては、まずは現実的対応として、コードで検索する商品マスター構想の構築、統一して用いるコードの選定、モデル的に実証すること等を引き続き検討していくことになりました。

（次頁P.18以下参照）



動物用薬品等の商取引の将来とコード化

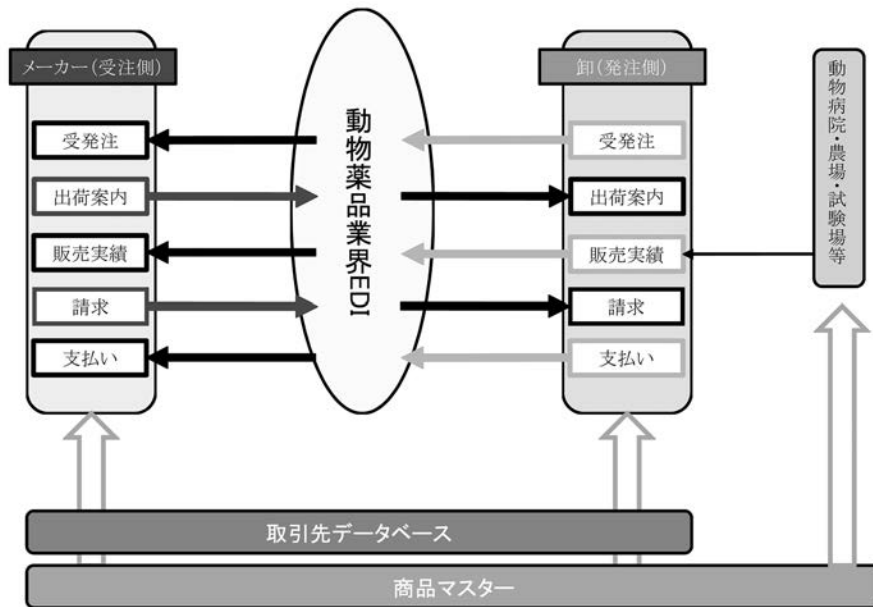
令和7年12月

全国動物薬品器材協会

目 次

1. 他業界の先進事例	2
2. 流通取引における電子化の現状	7
3. EDIとは	8
4. 動物薬品業界にEDIが必要	10
5. 動物薬品業界におけるEDIのイメージ図(将来的)	12
6. 最終的な業界EDI導入ロードマップ(まとめ)	13
7. なぜ商品マスター(コード化)が必要か	14
8. 動物薬品業界における業界EDIの進め方	17

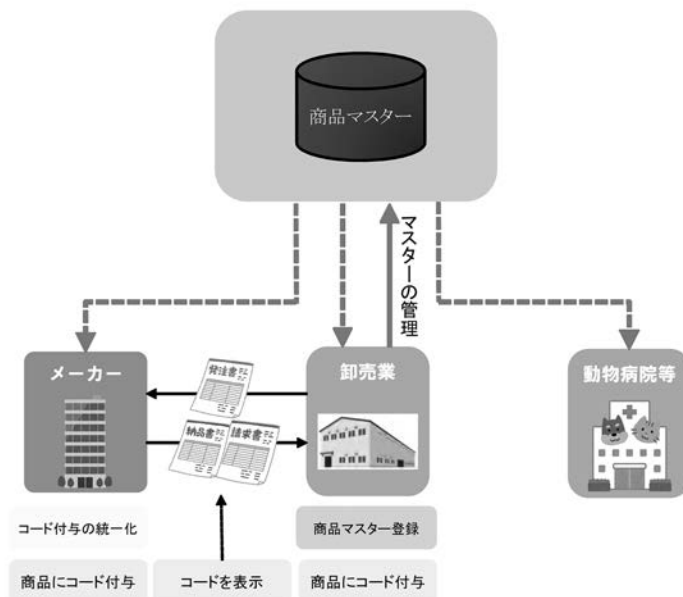
## 5. 動物薬品業界におけるEDIのイメージ図(将来的)



P. 12

## 7. なぜ商品マスター(コード化)が必要か

商品マスター(コード化)の概念図(体制)



P. 16



☆「令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査委託事業」による調査へのご協力のお願い（農林水産省）

「食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）」が令和7年4月1日に施行され、供給確保の対象となる生産資材（「特定資材」）の一つとして動物用医薬品が指定され、国は、平時から特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造を行う事業者に対して、平時から要請の対象となり得る主な事業者を把握しておくため、りました。サプライチェーンの基本構造や在庫の状況等を把握するための調査を行うこととなりました。

今回の調査対象企業は、市場の全体像を把握することを目的とするため、一定のシェアを有する下記の10社で、アンケート回答期限は令和8年2月10日（火）となっています。（別添参照）

（詳細は令和7年12月22日メール参照）

（調査対象企業）（順不同）

MPアグロ、日本全薬工業、森久保薬品  
アスコ、サン・ダイコー、アクティ  
松田医薬品、アグロジャパン、富田薬品  
中北薬品

令和7年12月22日

一般社団法人全国薬品器材協会理事長 宛

農林水産省大臣官房政策課  
食料安全保障室長  
消費・安全局畜水産安全管理課  
飼料安全・薬事室長

「令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査委託事業」による調査へのご協力のお願い

平素より農林水産関係施策にご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、近年、気候変動や家畜疾病の発生等により、食料需給の不確実性が增大する中、我が国の食料の安定供給を確保するための新たな法律として、「食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号。以下「本法」という。）」が令和7年4月1日に施行され、供給確保の対象となる生産資材（「特定資材」）の一つとして動物用医薬品が指定されたところです。

本法では、食料の供給が大幅に減少し、国民生活に影響が生じうる事態等（以下「事態等」という。）の未然防止・解消のための対策が定められています。事態等の発生の際を把握するため、国は、平時から特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造を行う事業者に対して、これらの状況について報告を求められることができることとされております（本法第4条第1項）。また、仮に食料供給が大幅に不足する兆候があった場合には、供給確保のために最低限必要な範囲で、一定規模以上の事業者に出荷販売の調整や輸入に関する要請を行い、要請等に応じていただく事業者には必要な場合に国が財政上の措置等を講じることができるようになりました。このため、事態等発生時に要請を的確かつ効率的に行うために、平時から要請の対象となり得る主な事業者を把握しておくことが重要と考えております。

このことを踏まえ、本年度、標記の事業につき「総合的な備蓄体制検討コンソーシアム」へ委託を行い、サプライチェーンの基本構造や在庫の状況等を把握するための調査を行うこととしております。その際、在庫の季節変動を把握するために月毎の在庫量についても確認させていただきます。

本件調査で把握したサプライチェーンの構造を基に、継続的に把握を行っていく内容を検討するため、本件調査では詳細な項目をお伺いさせていただきますが、次年度以降は本件調査を前

提に、より負担の少ない形式で効率的な調査となるよう努めます。

業務ご多忙の折に誠に恐縮ですが、本調査へのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本件調査において、皆様からご提供いただく情報等については、関係法令に従い、適切な情報管理の下に取り扱うこととしているほか、委託事業者においても、事業で知り得た非公表情報の目的外の使用を禁じるとともに、情報の漏洩を防ぐ体制整備を行っていることを申し添えます。

【参考1】食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）（抜粋）

第4条 主務大臣は、特定食料又は特定資材の国内の需給状況を把握するため、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者、これらの者の組織する団体その他の関係者に対し、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の状況について報告を求めること

ができる。

2 前項の規定により報告の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならない。

【参考2】食料供給困難事態対策法の概要

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/attach/pdf/horitsu-32.pdf>

【参考3】総合的な備蓄体制検討コンソーシアム

構成員：株式会社 野村総合研究所

独立行政法人 農畜産業振興機構

公益財団法人 流通経済研究所



#### ☆都道府県協会会員の動き

（株）アスコでは全国統一で、令和7年11/12月に従前の営業所から新オフィスに組織再編した結果、資格要件等の理由で、都道府県協会からの退会が2件（長野県、広島県）あり、アスコの県会員は19から17になりました。

## 販売業者様

### 令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた 民間在庫緊急調査委託事業

農林水産省

総合的な備蓄体制検討コンソーシアム

株式会社 野村総合研究所

独立行政法人 農畜産業振興機構

公益財団法人 流通経済研究所

2025年12月

**NRI**

Envision the value,  
Empower the change



## ◎協会ホームページから

- ①**協会報に連載**「変革期の獣医療業界を支える卸売業」（第4回「2026年、動物薬卸売業はどこに立つのか」）を掲載。
- ②**認定更新研修及び新規認定研修のコンテンツ**  
会員のページ、あるいは「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」で選択視聴できます。  
（令和7年度新規認定研修を準備中）
- ③**最新の会員名簿**  
「協会について」⇒会員一覧を参照）



### 【お願い】

都道府県協会の**会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等**の際には、事務局にご連絡ください。

**各種変更届の書式**については、トップページの「協会について」から出力してご活用下さい。



### 【お願い】

この協会報では、令和5年度から氏政雄揮氏（アームズ(株)代表）に執筆いただき、別添で連載しております。

現在は第2シリーズ「変革期の獣医療業界を支える卸売業」です。

読者の皆様から、是非、執筆内容へのご意見、ご感想、ご要望等をお寄せ下さい。

## 「全動薬協会報」への広告掲載の新規申込のお願い

この「全動薬協会報（奇数月、年6回）」への広告主を募集しています。

発行部数は約800部、主な配布先は、協会会員（正会員、賛助会員）、官公庁（国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、家保、畜産関係部署）、関係団体（国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、畜産）。

# 動薬手帳2026年版

## (動薬ハンドブック)



- I 法規編 法律、規則、省令等
- II 製剤編 (2,000品目余掲載)
  - 1 一般薬製剤
    - 畜水産：牛用、馬用、豚用、鶏用、水産用、養蜂用、畜舎等
    - C A：犬・猫用、観賞魚用畜舎、診断薬
  - 2 生物学的製剤 ワクチン、血清、診断薬
  - 3 再生医療等製品
- III 公官庁、団体、会員、賛助会員一覧

B6変形判 112×154mm

令和7年11月末刊行

ご注文はお早めに！

2025年版から抜粋



【 価 格 】 1,300円 (税抜) 1,430円 (税込)

【 送 料 】

注 文 数	1~2冊	3~4冊	5冊以上
会員・賛助会員	300円 (税込)	300円 (税込)	無 料
会員・賛助会員以外	430円 (税込)	600円 (税込)	1,100円 (税込)

【購入申込方法】

申込書等を下記にメール又はFAX。  
 メールアドレス： zdk2m@jadida.or.jp (もしくは zdk1s@jadida.or.jp)  
 FAX番号： 03-3834-5440 TEL：03-5812-4177

【支払い方法】

商品に同封の請求書(納品書)により振込(申込書毎)。

# 動薬手帳（動薬ハンドブック）2026版 申込書

申込日： 令和 7 年 月 日

申込冊数 \_\_\_\_\_ 冊 \_\_\_\_\_ 円（@1,430円）

氏名（ご担当者）		
送付先		都道府県
連絡先	TEL	
	FAX	
	Eメール	
会社・法人の場合は、以下をご記入下さい		
会社・団体名（部署、営業所等名）		
所在地	〒	※送付先と異なる場合にご記入下さい

請求書等宛名	※申込者名と異なる場合にご記入下さい
--------	--------------------

（送付先）上記の部署以外に送付する場合、下欄にご記入下さい。

下記の部課等に 部

所在地（郵便番号・住所）	部課・支店・営業所名	担当者名	電話番号

また、送付先が複数ある場合は、別紙に上記の事項をまとめて送付して下さい。

備考欄
-----

<b>【申込先】</b> （一社）全国動物薬品器材協会 事務局 メールアドレス：    zdk2m@jadida.or.jp FAX:03-3834-5440
---

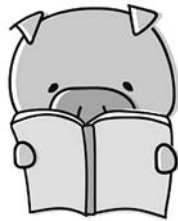
注：請求書発行は申込書単位で、請求書をまとめて振込む場合、必ずご連絡ください。

書店では販売しておりませんので、お申し込みは直接、協会事務局まで。

コピーしてFAXにてご利用ください。

本会刊行図書案内

- 動薬手帳2026年版(動薬ハンドブック)  
B6変形判 470頁  
関係法規、一般製剤、生物学的製剤ほか



本会報の送付停止を希望される場合は、ご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

- 委員長 相原夏実(理事長)
- 副委員長 塩田忠(専務理事)
- 委員 一柳吉孝(副理事長)
- ” 市野沢信成(副理事長)
- ” 辻真樹(副理事長)
- ” 松田怜士(常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No.377

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会  
〒113-0034  
東京都文京区湯島3-20-9  
緬羊会館3F  
TEL 03-5812-4177  
FAX 03-3834-5440  
E-mail : zdk1s@jadida.or.jp  
jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田忠

動物用医薬品 要指示 指定

# フォーシル<sup>®</sup>S 誕生!

1mL中 マルボフロキサシン160mg含有

健康にアイデアを

meiji



- ✓ 1治療1回筋肉内投与の高用量ワンショット製剤  
・マルボシルの4倍量  
(マルボフロキサシンとして8mg/kg)を単回投与  
・投与作業の省力化と動物への負担を軽減できる製剤
- ✓ 適応症：第一次選択薬が無効の場合の下記適応症  
豚；大腸菌性下痢症
- ✓ 耐性菌の発生リスクを低減させる製剤設計  
・AMR対策に貢献
- ✓ 使用禁止期間  
豚：食用に供するためにと殺する前8日間

出典：フォーシルS製造販売承認申請資料



※本剤は獣医師等の処方箋・指示により使用すべき要指示医薬品です。ご使用の際は製品の添付文書をよくお読みください。

明治アニマルヘルス株式会社  
東京都港区東新橋一丁目9番2号

添付文書情報



# FAST, EASY, LASTING PROTECTION

ブラベクト®  
スポット 猫用

ブラベクト® プラス  
猫用



3 THREE-MONTHS\*  
PROTECTION



ブラベクト®錠

ブラベクト®  
スポット 犬用

\*スポット犬用は最大4か月効果が持続

## 3か月効果が持続\* 次世代のノミ・マダニ駆除薬



<https://www.vaxxinoa.co.jp>

japan  
**vaxxinoa**  
veterinary prevention strategies



- |                                   |                        |                     |
|-----------------------------------|------------------------|---------------------|
| ■ バックスオンND-IB-EDS                 | ■ MD生ワクチン(HVT)         | ■ MG生ワクチン           |
| ■ バックスオン-ガンボロ2                    | ■ MD生ワクチン(CVI)         | ■ AE液状生ワクチン         |
| ■ バックスオンIBD-CA                    | ■ バックスオンMD (CVI)-N     | ■ バックスオンAE・Pox(液状)  |
| ■ IB生ワクチン (H120G)                 | ■ バックスオンMD(HVT+CVI)-N  | ■ バックスオン・ポックス(ひな用)  |
| ■ NB生ワクチン (B <sub>1</sub> +H120G) | ■ 2価MD生ワクチン(H+S)       | ■ バックスオン・ポックス(中大雛用) |
| ■ アビプロSE                          | ■ イノボ鶏痘/2価MD生ワクチン(H+S) |                     |

ワクチノーバ株式会社

〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目24-8オリックス浜松町ビル4階  
TEL 03-6895-3710 FAX 03-6895-3711

# 安心と効果を一本に

— PRRS対策のニュースタンダード —



日本初の北米型PRRS不活化ワクチン

## スワインテクト® PRRS-ME

安全性、有効性の高い  
マイクロエマルジョンアジュバントを使用  
投与によるウイルス排出や病原性復帰はありません  
3週齢以上の豚に投与可能



日生研株式会社

〒198-0024 東京都青梅市新町9丁目2221番地の1

TEL 0428-33-1009 (営業部) URL <https://www.jp-nisseiken.co.jp>



## 臨床現場で簡便に抗原検出が可能

牛の下痢便中における牛A群ロタウイルス抗原、牛コロナウイルス抗原、K99 (F5) 線毛抗原保有大腸菌抗原ならびにクリプトスポリジウム・バルバム抗原の検出

動物用医薬品

体外診断用医薬品

# 「京都微研」 牛下痢症4種抗原検出キット



1キット10検体分

- ・検出板
- ・検体採取用ピペット
- ・希釈液
- ・検体採取用綿棒付

使用目的、使用方法、使用上の注意等の弊社製品に関する情報は京都微研ホームページ(右記2次元コードから開くことができます)あるいはお手元の使用説明書をご確認ください。



■販売元

**sasaeah** ささえあ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号

■製造販売元(輸入販売元)

**KYOTOBIKEN**  
株式会社微生物化学研究所

京都府宇治市横島町二十四16番地

■製品情報お問い合わせ先

株式会社微生物化学研究所 管理部 購買物流課

〒611-0041 京都府宇治市横島町二十四16番地

TEL 0774-22-4519 FAX 0774-22-4568